

# 三郷市立北中学校いじめの防止等のための基本方針

三郷市立北中学校生徒指導委員会 平成 26 年 4 月 1 日策定

はじめに

本校は、学校教育目標を「気づき・考え・実行する」とし、目指す具体的な生徒像を【自ら考え、進んで学ぶ生徒】【思いやりを持ち、協力できる生徒】【心身ともに健康な生徒】【誇りをもつ生徒】としている。三郷の教育・三つの宝「授業規律」「読書のまち三郷」「親の学習」を推進する中、校長が示した「自助 共助 公助」により、特色ある教育活動を展開している。校長の目指す学校は「夢を叶える学校」である。生徒は学校では、「あじさい運動の北中～5つの一番～」(あ) 明るい挨拶「挨拶一番」・(じ) 授業に集中「授業一番」・(さ) さわやかな環境「花一番」「清掃一番」・(い) 一緒に感動「歌声一番」)と学校外では、「ほ(奉仕)・し(宿題)・ぶ(部活動)・ど(読書)・う(運動)」を合い言葉に学校内外での活動に熱心に取り組んでいる。教師目標としては、『自助 共助 公助～授業で勝負「生徒の心を揺さぶる授業」「生徒の心(やる気)に火をつける」～』とし、校長の指導のもと、全教職員一丸となって知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指した教育活動を展開している。本校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決を目指し、推進計画を以下のように策定する。

## 1 いじめの未然防止

### (1) 人間力を高める道德教育の充実

- ・人としての生き方について他者へのいたわり、思いやり、心づかい、感じとり共感する心をとらえるために、生徒の実態に即した題材を用いた学年共通の授業を行う。
- ・内部障害や貧困、家庭内の諸問題の理解と他者理解ができるよう展開し、教師の言動を十分に配慮した指導をする。
- ・学校公開日には、全担任が道德授業を公開する。

### (2) 豊かな体験活動の充実

- ・1学期の「運動会」2学期の「合唱コンクール」3学期の「卒業を祝う会」など学校全体で行う行事で生徒が主体となり、全ての生徒が活躍できる場面を実現する「絆づくり」を進める。  
(自己有用感)
- ・各学年で行われるスキー教室、3 days 職場体験学習、休業中の小学校へリトルティーチャー、福祉体験や地域のボランティア体験を通し、多くの人とふれあうことで心の交流を図り、豊かな心を育てる。

### (3) 生徒会主体の取り組み

- ・あじさいプロジェクト「5つの一番」を教職員と保護者、生徒会本部、ボランティア生徒が一緒に行うことで、常に明るく前向きな気持ちで生活できるように導く。  
(挨拶一番) 毎朝のあいさつ運動  
(授業一番) いじめ撲滅に関するポスターや標語の標示  
(花一番) 全クラス及びボランティアでプランターに花を育てる  
(清掃一番) 学期に1回の地域ボランティアによるゴミ拾い活動  
(歌声一番) 学年を越えた交流会

#### (4) 意識の啓発

- ・一人一人がいじめ撲滅の「宣言カード」を作成し掲示。
- ・生徒会主催の生徒集会で「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・11月に人権週間を設け、朝読書には人権担当者による精選で、全国中学生人権作文コンクール出品作品を各自読ませることで生命尊重の精神や人権感覚を育む。

#### 2 早期発見のための対策・具体的ないじめの兆候を『見逃さない・見過ごさない』ための手立て・「行動計画」

はじめに、加害者・被害者について

○過去の状況をつかみ情報の共有を図る。いじめを許さぬ姿勢を示す。

○小学校時の「いじめ」の対象者とその状況をつかむ。いじめを許さぬ方針を伝える。

##### (1) 生活の中でのコミュニケーションの充実

- ①登校時 【視点： 時刻・あいさつ・持ち物・登校時の動き・教師への接し方
  - ②朝の会 【視点： あいさつ・遅刻・出欠確認の様子・読書時の観察
  - ③健康観察 【視点： 顔色・目の輝き・不調の訴え
  - ④集会時 【視点： 参加不参加・整列時の様子・教師への接し方
  - ⑤休み時間 【視点： 保健室の出入り・廊下のたむろ・遊びの種類・ひそひそ話
  - ⑥給食時 【視点： 食事の進み具合・食べ方・当番活動・準備・片付け
  - ⑦清掃時 【視点： 活動の様子・机上やロッカーの落書き・ゴミ箱
  - ⑧生活ノート 【視点： 内容・いたずら書き・提出率・記入の方法の様子
  - ⑨教師との会話 【視点： 接し方・視線・カモフラージュ的言動
  - ⑩保健室へ出入 【視点： 目的・用事・廊下の行き来・早退申し出・症状の訴え
  - ⑪持ち物 【視点： 紛失・よごれ・いたずら書き
  - ⑫身体・服装 【視点： けが・よごれ
  - ⑬非行 【視点： 髪型の変化・服装の乱れ・グループの存在・上下関係・貸し借り・けんか・遊びの種類
  - ⑭部活動 【視点： 参加率・遅刻・早退・片付け・下校時
  - ⑮下校時 【視点： 居残り状態・落書き・手紙・遊びの変化・廊下のたむろ
- その他・・・ルーズさはその集団の上下関係図の現れ・正義感は低下・ごっこは一部の人間の作った楽しみ

##### (2) 学習の意識の変化

**最も顕著に現れるのは「学習・授業」である。**気になったらすぐその場でそのときに指導。

同じ視点、同じ尺度で教師集団が共通認識。

- ①授業 【視点： 発言に対する言動・ムード・配布物・周りの対応・遅刻
- ②忘れ物・提出物 【視点： 未提出の頻度・宿題や提出物の文字、絵、作文の内容
- ③教材 【視点： 物の貸し借り・机、ロッカーの中、いたずら・汚れ・紛失
- ④ノート 【視点： 紛失・いたずら書き・メモ・貸し借り
- ⑤成績 【視点： 低下

##### (3) 人間関係

正義・思いやりのある集団に育っているか

- ①交友関係 【視点： 一人離れている・交友範囲・雰囲気
- ②当番・班編制 【視点： 負担度と言動・早退の申し出・仕事・雰囲気
- ③行事の役割 【視点： 推薦の仕方・決定時の言動・欠席者の対応・配慮の有無  
未決定・雰囲気・活動の様子

- ④教室内の会話【視点： ひそひそ話・妙な会話・含み笑い・咳払い・やじ・笑い
- ⑤部活動 【視点： 親しい友人の有無・まとまり・配慮

#### (4) 家庭状況

家庭環境・親子関係・無意識の親の一言など「いじめ」を助長する

- ①家庭の変化 【視点： 父親、母親の変化
- ②親の社会性 【視点： 姿勢・言動・しつけ
- ③子供の理解 【視点： 性格・行動・興味関心の理解度・
- ④家庭生活の変化【視点： 落ち着きなし・いらいら・反抗・コソコソ・甘え・閉じこもり・嘘・食欲・寝付き・服装・身体・金銭・清潔度・日記
- ⑤メール・電話【視点： 心ないメール・ラインはずし・悪口・いたずら
- ⑥転入時 【視点： 以前の学校の様子・性格・行動・社交性・受け入れの雰囲気
- ⑦内部障害 【視点： 病気・癖・本人の意識・周囲の見る目

#### (5) 学年・組織として

信頼関係・・・生徒から「よく観ていてくれる」

生徒からの情報（ちくり）は思いやり。正義の集団。思いやりが育っているか。

○相談・・・生徒から「聞く・寄り添う・姿勢・方針はつきり」

○教師の連携・・・一つの目より、多くの目。一つの耳より多くの耳。

- ①学期当初 【視点： 傾向のある者の幅広い情報交換
- ②朝の登校時 【視点： 担任外の教師による昇降口、教室や廊下・あいさつ・観察
- ③朝の打ち合せ【視点： 授業・生活の変化の報告・異常の報告
- ④過去の者把握【視点： 観察依頼・言動の変化
- ⑤休み時間の報連相【視点： 観察を依頼した生徒の報告・簡単な協議
- ⑥放課後の様子【視点： 机いす・ロッカー中・黒板、ノートの落書き、物移動
- ⑦養護との連携【視点： 共に観る体制

#### (6) その他

##### ①教育相談体制を整える

- ・「心と体の安全点検」を毎月初めに実施。必要に応じて教育相談を実施。
- ・さわやか相談員、スクールカウンセラーの活用
- ・保護者懇談会の機会に保護者との連携
- ・生徒指導委員会、教育相談員会を時間割に位置づけ毎週実施する。

##### ②校内研修の実施

- ・生徒理解といじめ防止のための研修を年間研修計画に位置づけ、観る目を養う。

##### ③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ネットを通じて行われるいじめを防止するために、また、効果的に対処できるようにするために、生徒・保護者対象に情報モラル講習会を実施する。
- ・関係機関への講演、指導依頼

### 3 いじめに対する措置・発見したいじめに対する対処

「いじめ」指導の対応の難しさや課題は、基本的に教師集団の認識のずれにある。

教師集団は、まず合意の形成を、そして、親たちの合意形成を。さらに生徒宣言づくりを生徒会で  
行い、子供たちとの合意形成を行う。

○いじめの報告をしない、訴えられない・・・その心理を十分に理解し踏まえる。

- 一人の指導では無理。指導・援助できない。組織として、共通理解、行動、分担のもとに動く。
- 解消とは、一種の言動がなくなったことと、とらえない。

○協力体制とは、みんなで一人を観ること。情報の共有なくして連携なし。

#### (1) 適切な実態把握と組織的な対応

- ・学年で〈いじめ対策支援チーム〉を編成。学年主任と生徒指導を中心に指導・助言。被害者に話しを聞く教師。加害者に聞く教師。両者に入る教師。必ず複数で聞く。
- ・「事情」も把握せずに、一方的な説教では指導の手がかりを失ってしまう。事実のみを伝える。（「良くないこと」承知している。指導後に「すみませんでした」のタイミングを探っていることもある。
- ・加害者、被害者両者呼んで、対決させ事実確認はしない。  
「加」から事実を聞くのは担任であれば、「被」は他の教師など組織で動く。  
→「食い違いこそ指導の課題」である。完全な事実の解明が目的ではない。
- ・とりあえず「言い分」は言わせる。その後教師の言葉「指導」
- ・加害者が複数の場合は、当然個別に、さらにグループ対話をし、問題点の指導。

#### 【急を要する場合】

- ・「被」・・・「被」を保護しその間に方針を決定する。両者ともに親と面談する。生徒の了解をとった方がよい
- ・「加」・・・「加」の親との面接は、一方的な話ではなく、内容を絞り込む。「被」の親との面接はどう受け止めるかを聞く。
- ・教師集団の対応の視点。（担任レベル、すぐ取り組むこと、全体で取り組むこと、長期的に取り組むこと）親の悩みを聞く。

#### (2) 生徒への指導・支援

どれだけの事実を引き出すか、そして「本音」を見破るかで指導の方針が見いだせる。

- ・「なんとなく」から、それなりの行為を自覚させ、指導の手がかりを見いだす。
- ・「ふざけ」を主張する場合、特定の者が苦痛、侮辱、恐怖を受けるのは遊びではない。生徒がなんと言おうが、遊びではないと教える。

#### 【加害者側への対応例】

- ・問いただせば沈黙→沈黙すれば叱責→悪循環→→→「すみませんでした」「もうしません」とその場からの逃げになり、指導が深まらなくなる。思いやりのない言葉でも冷静に聞く。
- ・加害者が複数の場合、暗黙の心理的結びつきがある。「弱い・不安・不満」それなりの根拠の自覚をさせ、解放へと導く。「被害者」の弱い部分と共通のところがある。
- ・親同士の事件処理には、慎重な調整役が必要。連絡・情報の遅れや不足が誤解を生みさらに大きな問題となる。

○学級、周囲にいる者の指導

①同調傾向の増加。罪意識の希薄化。拡散化。自分は嫌だが他人は平気。

②正義感の喪失。責任分散。「他のみんなだって」「何で自分だけ」

→集団が公正な立場を持って追求する体質をつくる。学級指導・学年指導・道徳指導・部活指導

- ・親の気持ちに耳を傾ける。

#### 【被害者側への対応例】

いじめの相談先はまず学校であってほしい。

○なぜ、訴えられないのか。

- ・訴えた後の報復を恐れる。→一層ひどくなる。言いたくても言えない心理。

・親・教師が介入後に問題が起こる。→集団に入れない。居場所がなくなる。プライド。

○援助が最優先。共感し、心の支えとなる。

・「つらさ」「くやしさを十分受け止める。



・具体的な「援助法」「支援法」「見通し」を十分示し、安心させる。



・「自信」と「活力」を与える援助、支援



・人間関係の「確立」「拡大」自己理解を深め改善点を克服できるよう援助・支援。

(3) 保護者との連携

我が子の「いじめ」は知りたくない・聞きたくない。知ったときの親の心理→

その結果、学校や被害者に防衛的、反発的な気持ちと態度をとることがある。親子が一体となって思わぬ方向へこじれることがあるので、慎重に対応する。

【加害者側の親】

・受容的態度で接する。

・信頼関係を崩さないように、呼び出し→問題事例の列挙→原因→協議・・・これだけでは目的を果たさないこともある。家庭訪問から事実と問題点、過ちを正し今後の生活の約束と被害者が安心して学校生活を送れる方法を親子で考え教師が導く。

【被害者側の親】

・電話は、複雑なニュアンスを含む会話には、明らかに不向きである。初期対応のミスで不信感が生まれないように慎重に対応。家庭訪問をした方が望ましい。

・対応、指導は最も精通した教師がリードする。相手や関係者を非難しない。

・対応、指導はチームで行うことを知らせる。

・解消したと思わず事後の見届けや会話、支援、援助を見せる。

(4) 関係機関への報告・相談

必要に応じて、教育委員会へ連絡・相談を行う。事案により関係機関（吉川警察署・児童相談所）との連携をとる。

#### 4 校内組織

いじめと思われる事案に対して学年主任や生徒指導主任に連絡し、対応を相談する。

「協議はするが、対応が遅れる、できない」ことがないように対応と指導・行動するための学年組織でなければならない。共通認識、理解・共通行動をする。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

学年会や関係職員と連携し指導を進めるが、いじめの防止を効果的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任・学年生徒指導担当・学年教育相談担当者・養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー

【活動】

①早期発見に関すること。

②未然防止に関すること。

③対応に関すること。

④いじめ問題に関する教育相談

### 【開催・年間計画】

毎月の初めに「心と体の安全点検」（教育相談に関するアンケート）を実施。週一で行われている定例の教育相談委員会6月と11月に「取り組み評価アンケート」（PDCAサイクル用）を実施。未然防止のための取り組みとして、生徒集会で「いじめ撲滅宣言」を行う。11月の人権週間には、朝読書の時に人権担当者が精選し、全国中学生人権作文を読ませ、生命尊重の精神や人権感覚を育む。教育相談期間では個別相談を全員実施。「取り組み評価アンケート」（PDCAサイクル用）の検証は年2回。いじめ防止対策委員会の開催は年2回とし、必要に応じて緊急開催。

#### (2) 重大事案は次のように対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合には、次のように対処する。

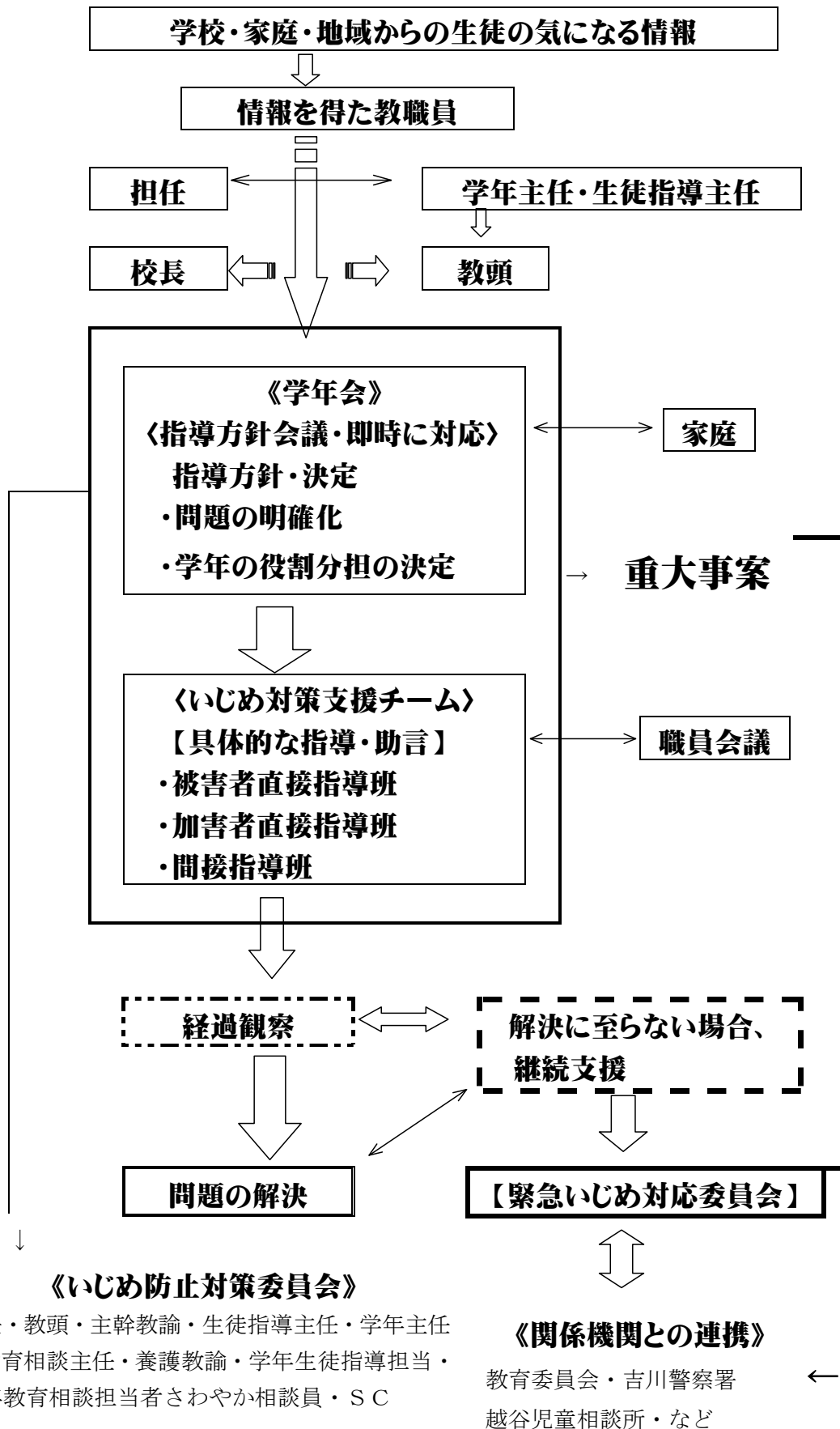
- ①三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

### 【構成員】

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任・学年生徒指導担当・学年教育相談担当者・養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー

- ③「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った生徒の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

# いじめ問題への組織的対応図



# 《北中学校生徒会いじめ撲滅宣言》 平成28年度生徒会

あたりまえのありがとう～心の落ち着く学校づくり～

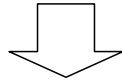
## いじめの見極めと状況別対応

### 未然防止

- 1 全教職員が危機意識を持ち、気になることをすぐ伝えあう雰囲気づくり
- 2 いじめ防止対策委員会や事例検討会の活性化
- 3 いじめは絶対に許さない。いじめられている生徒を守り抜くことを宣言
- 4 いじめの理解と抑止に結びつく調査の実施
- 5 道徳や人権の学習を通して、心の教育の推進
- 6 社会性を育成するプログラムの実践（スキー教室・職場体験・福祉体験・修学旅行）

### 早期発見

#### いじめの情報・訴え等

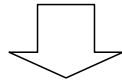


### 早期対応

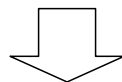
#### 1 即時にチームで対応

##### 《事実確認・情報収集》

- ・いじめられた側の生徒から
- ・保護者から
- ・教職員から
- ・いじめられた側の子供たちから
- ・その他（友人など）



#### 2 解決に向けた適切かつ誠実な対応



- 1 いじめの事実がない場合
  - ・一人で判断しない。情報を集めチーム対応
  - ・いじめを訴える子どもの話を不定せず教育相談を継続
  - ・継続的な行動観察と援助
- 2 いじめの事実があった場合
  - ・いじめられる子どもの安全確保と継続的援助
  - ・いじめる子どもへの指導と援助
  - ・恐喝・暴力行為等は警察と連携
- 3 いじめている子どもがいじめではないという場合
  - ・その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせ
- 4 いじめられている子どもがいじめではないという場合
  - ・どういう行為かを確認。つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助を行う